

参議院総務委員会議録第十八号

第一百五十九回
午前十時開会

平成十六年六月十日(木曜日)

六月一日

浜四津敏子君

日笠 勝之君

辞任

補欠選任

田村 公平君

委員の異動

五月十九日

辞任

狩野 安君

補欠選任

後藤 博子君

野上浩太郎君

宮本 岳志君

五月二十日

辞任

河本 安君

野沢 太三君

富樺 一保君

宮本 練三君

五月二十一日

補欠選任

河本 英典君

野沢 太三君

富樺 一保君

宮本 練三君

五月二十二日

補欠選任

狩野 安君

谷林 正昭君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

五月二十三日

補欠選任

狩野 安君

田村 公平君

柏村 武昭君

日笠 勝之君

五月二十四日

辞任

小川 敏夫君

信田 邦雄君

日笠 勝之君

宮本 岳志君

五月二十五日

辞任

河本 安君

富樺 一保君

宮本 練三君

五月二十六日

補欠選任

江田 五月君

高橋 邦雄君

日笠 勝之君

宮本 岳志君

五月二十七日

辞任

江田 五月君

高橋 邦雄君

日笠 勝之君

宮本 岳志君

五月二十八日

辞任

狩野 安君

峰崎 千秋君

日笠 勝之君

浜四津敏子君

五月二十九日

補欠選任

狩野 安君

南野知恵子君

狩野 安君

安君

五月三十日

委員

山崎 武昭君

廣中和歌子君

柏村 力君

愛知 治郎君

狩野 安君

久世 弘成君

公堯君

片山虎之助君

日笠 勝之君

浜四津敏子君

狩野 安君

南野知恵子君

狩野 安君

安君

五月三十一日

出席者は左のとおり。

委員長

市田 忠義君

山内 俊夫君

佐藤 雄平君

谷林 正昭君

副大臣

総務副大臣

山口 俊一君

事務局側

常任委員会専門

藤澤 進君

麻生 太郎君

渡辺 秀央君

鶴岡 洋君

八田ひろ子君

宮本 岳志君

日笠 勝之君

宮本 岳志君

景山俊太郎君

○委員長(景山俊太郎君)

次に、理事の補欠選任についてお詫びいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないと認めま

す。それでは、理事に柏村武昭君を指名いたしま

れを指名いたします。

なお、あと一名の理事につきましては、後日こ

れを指名いたします。

○委員長(景山俊太郎君)

御異議ないと認めま

す。

○委員長(景山俊太郎君)

回る場合における再評価率(前項各号に掲げ
る再評価率を除く。)の改定については、第一

項の規定にかかわらず、物価変動率を基準と
する。ただし、物価変動率が一を上回る場合
は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の掛金の標準となつた
給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の
額に係る再評価率については、当該年度の前
年度におけるその年度に属する月の掛金の標
準となつた給料の額と掛金の標準となつた期
末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割
合変化率を乗じて得た率を基準として設定す
る。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設
定の措置は、政令で定める。

第四十四条の三 受給者が六十五歳に達した
日の属する年度の初日の属する年の三年後
年の四月一日の属する年度における公的年金被
保険者等総数(厚生年金保険法第四十三
条の第四項第一号に規定する公的年金被
保険者等総数をいう。以下この号において
同じ。)に対する当該年度の前々年度におけ
る公的年金被保険者等総数の比率の三乗根
となる率

二〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価
率の改定については、前項の規定にかかわら
ず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛け金の標準となつた給料の額等
に係る基準年度以後再評価率の改定につい
ては、前項の規定にかかわらず、前条第二項
各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以
後再評価率(前項に規定する基準年度以後再
評価率を除く。)の改定については、第一項の
規定にかかわらず、当該各号に定める率を基
準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上
回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以
上となる場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手
取り賃金変動率が一を下回る場合 一

4 前三項の規定による基準年度以後再評価率
の改定の措置は、政令で定める。
(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十四条の四 調整期間(厚生年金保険法第 三十四条第一項に規定する調整期間をいう。)

以下同じ。における再評価率の改定について
は、前二条の規定にかかわらず、名目手取り
賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を
乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基
準による改定により当該年度の再評価率(次
項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項
において同じ。)が当該年度の前年度の再評価
率を下回ることとなるときは、一を基準とす
る。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年
の四月一日の属する年度における公的年金

被保険者等総数(厚生年金保険法第四十三
条の第四項第一号に規定する公的年金被
保険者等総数をいう。以下この号において
同じ。)に対する当該年度の前々年度におけ
る公的年金被保険者等総数の比率の三乗根
となる率

二〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価
率の改定については、前項の規定にかかわら
ず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛け金の標準となつた給料の額等
に係る再評価率 可処分所得割合変化率に
かかる率を乗じて得た率(以下「調整
率」という。)が一を上回る場合 第四十四
条の二第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、か
つ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以
下となる場合 第四十四条の二第一項、第
二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、か
つ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を
上回る場合 第四十四条の二第二項から第
四項まで

4 前各項の規定による再評価率の改定又は設
定の措置は、政令で定める。

第四十四条の五 調整期間における基準年度以 後再評価率の改定については、前項の規定に かかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得 て得た率(同項ただし書の規定による改定が行 われる場合にあつては、当該乘じて得た率に、一 を同項本文に規定する率で除して得た率を乗 じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛
金の標準となつた給料の額と掛け金の標準とな
つた期末手当等の額に係る基準年度以後再評
価率の設定については、前条第三項の規定に
かかわらず、当該年度の前年度におけるその
年度に属する月の掛け金の標準となつた給料の
額と掛け金の標準となつた期末手当等の額に係
る基準年度以後再評価率(当該年度が六十五
歳に達した日の属する年度の初日の属する年
の三年後の年の四月一日の属する年度である
場合にあつては、再評価率)に、可処分所得
割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準
とする。ただし、第一項ただし書の規定によ
る改定が行われる場合は、当該乘じて得た率
に、一を同項本文に規定する率で除して得た
率を乗じて得た率を基準とする。

4 基準年度以後再評価率の改定又は設定につ
いては、前条第三項の規定による改定が行
われる場合にあつては、再評価率に、可処分所得
割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準
とする。ただし、第一項ただし書の規定によ
る改定が行われる場合は、当該乘じて得た率
に、一を同項本文に規定する率で除して得た
率を乗じて得た率を基準とする。

つた期末手当等の額に係る再評価率の設定に
ついては、第四十四条の二第四項の規定にか
かわらず、当該年度の前年度におけるその年
度に属する月の掛け金の標準となつた給料の額
と掛け金の標準となつた期末手当等の額に係る
再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一

項各号に掲げる率を除く。以下この項
において同じ。)が当該年度の前年度の再評価
率を下回ることとなるときは、一を基準とす
る。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年
度以後再評価率の改定については、前項の規
定にかかわらず、当該各号に定める率を基準
とする。

一 前年度の掛け金の標準となつた給料の額等
に係る基準年度以後再評価率 可処分所得
割合変化率に調整率を乗じて得た率(前項
ただし書の規定による改定が行われる場合
にあつては、当該乗じて得た率に、一を同
項本文に規定する率で除して得た率を乗
じて得た率)

二 前々年度等の掛け金の標準となつた給料の額等
に係る基準年度以後再評価率 可処分所得
割合変化率に調整率を乗じて得た率(前項
ただし書の規定による改定が行われる場合
にあつては、当該乗じて得た率に、一を同
項本文に規定する率で除して得た率を乗
じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛け
金の標準となつた給料の額と掛け金の標準とな
つた期末手当等の額に係る基準年度以後再評
価率の設定については、前条第三項の規定に
かかわらず、当該年度の前年度におけるその
年度に属する月の掛け金の標準となつた給料の
額と掛け金の標準となつた期末手当等の額に係
る基準年度以後再評価率(当該年度が六十五
歳に達した日の属する年度の初日の属する年
の三年後の年の四月一日の属する年度である
場合にあつては、再評価率)に、可処分所得
割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準
とする。ただし、第一項ただし書の規定によ
る改定が行われる場合は、当該乘じて得た率
に、一を同項本文に規定する率で除して得た
率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における
再評価率の改定又は設定については、前条第三
項の規定による改定が行われる場合にあつては、
再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一

ては、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回る場合 第四十四条の二第四項並びに第四十四条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合(前号に掲げる場合を除く。) 第四十四条の二第四項並びに第四十四条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第四十四条の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 前項

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第四十四条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

六 各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第七十三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第六十八条第六項中「昭和二十九年法律第百十五号」を削る。

第七十三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条 第二項、第三項ただし書及び第四項

六 各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第七十三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第六十八条第六項中「昭和二十九年法律第百十五号」を削る。

第七十三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条 第二項、第三項ただし書及び第四項

六 各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第七十三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第六十八条第六項中「昭和二十九年法律第百十五号」を削る。

第七十三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条 第二項、第三項ただし書及び第四項

六 各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

に、「二十三万三千四百円」を「二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額」とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に改める。

第八十二条第一項中「第九十三条第一項」を「次項並びに第九十三条第一項及び第二項」に、「一の項及び第九十三条第一項」を「この条並びに第九十三条第一項及び第二項」に改め、同項を同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「この条並びに第九十三条第一項及び第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合は、前項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、社会保険庁長官、國の組合、第百五十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団(第九十三条第二項において「年金保険者等」という。)に対し、前項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に関する必要な資料の提供を求めることができることとする。

3 組合は、前項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、年金保険者等に対し、前項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に関する必要な資料の提供を求めることができることとする。

4 第九十五条中「当該障害共済年金の額が第十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額」を削る。

第五条 第二項、第三項ただし書及び第四項

六 各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第八十七条第三項中「が六十万三千二百円」を「が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に、「六十万三千二百円」を「当該金額」に改める。

第九十八条中「が六十万三千二百円」を「が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に、「六十万三千二百円」を「当該金額」に改める。

第九十九条の二第三項中「が百六万九千円」を「が百三万八千円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に、「百六万九千円」を「当該金額」に改め、同条第一項を削る。

第五条 第二項、第三項ただし書及び第四項

六 各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

ある場合における遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族ごとに前三項の規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

第九十九条の三中「六十万三千二百円」を「国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に改め、同条第一項を削る。

第五条 第二項、第三項ただし書及び第四項

六 各項の規定により給付を受けるべき積立金(以下この号において「地方の積立金」と総称する。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金(以下この号において「国の積立金」という。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額とが、再計算を行つて年以降おおむね百年間に相当する期

条の三から第四十四条の五までにおいて適用

される場合を除く)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

二 下回る場合 名目手取り賃金変動率
物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3
第一項の規定にかかるわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十四条の三(第四十四条の五において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

第一項の規定にかかるわらす。次の各号に掲げる場合において、第四十四条の四（第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

二　一名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（勿論支助率が一を上回る場合は

5 を除く。) 物価変動率
第一項の規定にかかるわらず、物価変動率が
一を下回る場合において、第四十四条の五の
規定による再評定率の改定により、当該年度額
が、前年度額に物価変動率を乗じて得た全
額に満たないこととなるときは、当該金額を
当該年度額とする。

附則第二十八条の十三第三項中「その期間の

平均給与月額を当該組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該組合員期間の掛け金の標準となつた期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た金額に改め、同項後段を削る。

附則第三十三條中「健康保険法に規定する標準賞与額」を「同法に規定する標準賞与額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(長期給付に係る掛金の標準となる給料等の

最高限度額の特例

酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額が六十二万円を超える間においては、第百四十四条第四項中「六十二万円」とあるのは「六十二万円(長期給付に係る掛金の標準となる給料額の額については、厚生年金保険法による標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額を勘案して政令で定める額)と、「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(長期給付に係る掛金の標準となる期末手当等の額について同じ。)」とする。

附則第四十条の三中「第三十八条の八第一項及び第三項中」を「第三十八条の八第一項中「基礎年金拠出金の負担及び」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担並びに」、同条第三項中「、「除く。」及び「を」を「含む」と「含み」に、「除く。」を「含む」と「する」を「含み」と、第一百六十二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする」に改める。

附則別表第一を次のように改める。
附則別表第一 削除
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を
加える。

別表第二(第四十四条関係)

平成六年四月から平成七年三月まで	○・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八一
昭和六十二年三月以前	一・二六〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から昭和六四年三月まで	一・一九八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九八
昭和六十二年十二月から平成三年三月まで	一・一二六
昭和六十二年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
昭和六十二年四月から平成五年三月まで	一・〇七四
昭和六十二年四月から平成六年三月まで	一・〇四三
昭和六十二年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
昭和六十二年四月から平成八年三月まで	一・〇〇三
昭和六十二年四月から平成九年三月まで	一・〇〇三
昭和六十二年四月から平成十年三月まで	一・〇〇三
昭和六十二年四月から平成十一年三月まで	一・〇〇三
昭和六十二年四月から平成十二年三月まで	一・〇〇三
昭和六十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇三
昭和六十二年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇三
昭和六十二年四月から平成十五年三月まで	一・〇〇三
昭和六十二年四月から平成十六年三月まで	一・〇〇三
昭和六十二年四月から平成十七年三月まで	一・〇〇三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	一・〇〇八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	一・〇〇八

平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
昭和六十二年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
昭和六十二年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	一・〇〇八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	一・〇〇八

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
昭和六十二年三月以前	一・二四〇
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
昭和六十三年四月から平成三年三月まで	一・一三六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一

六 昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	一・二九一
昭和六十二年三月以前	一・二五九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	〇・九八〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	〇・九六八
昭和六十二年三月以前	一・二二八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・〇九八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・〇九八

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

第八十一条第二項第一号中「」の百分の八十に相当する金額〔〕を削り、二十八万円〕を「停止解除調整開始額」に改め、同項第二号中二十八万円〕を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円〕を「停止解除調整変更額」に、「二十四万円〕を「停止解除調整変更額の二分の一」に相当する金額に改め、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による停止解除調整変額の改定の措置は、政令で定める。

第八十二条第一項中「次項」を「第四項」に、「四十八万円」を「支給停止調整額」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の支給停止調整額は、四十八万円とする

る。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十四条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。(以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額)を超える場合は下に至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た金額に改定する。

3 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

第九十一条第二項第一号中「の百分の八十に相当する金額」を削り、「二十八万円」を「第八十一条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項において「停止解除調整開始額」という。）」に改め、同項第二号中「合計額が二十八万円」を「合計額が停止解除調整開始額」に改め、同号イ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額に、一四八万円」を「第八十一条第四項に

規定する停止解除調整変更額以下この項において「停止解除調整変更額」という。」に改め、同号〇及びハ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に改め、同号二中「二十八万円」を「停止解除

調整開始額に、「四十八万円」を「停止解除調整額の二分の一に相当する金額」に改め、同条第四項中「第八十一条第四項」を「第八十一条第七項」に改める。

第九十三条第一項中「合計額が四十八万円」を「合計額が第八十二条第二項に規定する支給停止調整額」という。】に、「合計額から四十八万円」を「合計額から支給停止調整額」に改める。

業及び同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準する措置による休業」を加え、「規定により育児休業」を「規定による育児休業」(以下この条において「育児休業等」という。)に、「申出をした日」を「育児休業等を開始した日」に、「育児休業が終了する日(その日が当該育児休業に係る子が一歳に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達する日)」を「育児休業等が終了する日」に改め、同条に次の二項を加える。

第百四十二条の二 第二項 地方公務員の育児休業等に関する法律第九条第一項

国家公務員の育児休業等に関する法律第十一条第一項

第一百四十四条の十二第一項中「第一百四十四条の二第一項」を「第一百四十四条の二第一項」に改め、「相当する金額」の下に及び同条第二項の規定により徵収しないこととされた額に相当する金額を加える。

附則第十八条第八項中「第一百四十四条の二」を「第一百四十四条の二第一項」に改める。

第三条 地方公務員等共済組合法の一部を次のよう
に改正する。

第七十六条第一項第一号中「を除く。」を「及び障害を給付事由とする年金である給付(その受給権者が六十五歳に達しているものに限りる。)を除く。」を改め、同項第三号中「(その)を「及び障害を給付事由とする年金である給付(これらに)に、「及び」を「並びに」に改める。

第八十一条第八項中「受給権者が」の下に「国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は」を加える。

第四条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条の八」を「第九十九条の九」に、「第五款 地方公共団体の長に対する長期に對する長期に、

七条の六)」に改める。

第二十三条第一項中「地方公務員共済組合連合会」の下に「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会」を加える。

第二十四条中「組合」の下に「(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。」を加える。

第二十七条第一項中「業務(長期給付に係る業務を除く。)」を「事業のうち次項に規定する業務を共同して行うとともに、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務」に改め、同条第

給付の特例(第一百条—第一百七条)を「第五款離婚等をした場合における特例(第一百五条—第一百七条)」に改める。

月から次の各号のハザードが該当するこ至る。

四項」を「第八十一条第七項」に改める。

附則第二十一条の十三第三項中「組合員期間に応じて、当該」を削り、「に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と」を「の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た金額に給料に係る支給率を乗じて得た額及びに、「次の表に定める率」を「期末手当等に係る支給率」に、「額とする」を「額の合算額とする」に改め、「同項の表を削り、同条中第五項第六項」とし、「第四項を第五項」とし、第三項の次に次の一項を加える。

係る支給率は、最終月(最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月)をいう。以下この項において同じ。の属する年の前年十月における、給料(期末手当等)に係る支給率にあつては、期末手当等と掛金との割合(長期保険料に係るものに限り、最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月における当該割合とする)に次の表の上欄に掲げる組合員期間の区分に応じ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

第三条 地方公務員等共済組合法の一部を次のと
うに改正する。

第七十六条第一項第一号中「を除く。」を「及び障害を給付事由とする年金である給付(そ

の受給権者が六十五歳に達しているものによる。」を「及び障害を給付事由とする年金である給付」に改め、同項第三号中「(その)」を「(これら)」に、「及び」を「並びに」に改める。

第八十一条第八項中「受給権者が」の下に「民年金法第三十三条の二第一項の規定により」計算が行われた障害基礎年金又は」を加える。

第四条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条の八」を「第九十九条の九」に、「第五款 地方公共団体の長に対する長官

る年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付(以下この項において「障害共済年金等」という。)の受給権者となつた者が、障害共済年金等を支給すべき事由が生じた日(以下この項において「受給権者となつた日」という。)以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十五条第一項及び前条の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十九条第一項の規定の例により算定した金額及び次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十二条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

第五十九条の二 遺族共済年金(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額。

- (1) 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額
- (2) 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算

月)を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満)あるときは、三百月)を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

□ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

(1) 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 組合員期間が二十年以上ある者 平均給与月額の千分の一・〇九八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額の二分の一に相当する額

(ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の一・〇五四に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この条、次条及び第九十九条の四の二において退職共済年金等)といふ。(の)いづれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとある。次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した額を合算した額(以下この項において「合算遺族給付額」という。)

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を

権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する額

に当該政令で定める額を加算した額

当該遺族の退職共済年金等の額の合計額(第八十条第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これら

の規定を適用しない額とする。以下同じ。)に相当する額から政令で定める額を

控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 遺族共済年金(前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいづれかの受給権を有する配偶者に限る。)が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この条、次条及び第九十九条の四の二において退職共済年金等)といふ。(の)いづれかの受給

権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとある。次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。前項第一号ロに定め

る。イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教

職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した額を合算した額(以下この項において「合算

遺族給付額」という。)

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を

控除した額の三分の二に相当する額、当

該遺族共済年金の受給権者の退職共済年

金等の額の合計額から政令で定める額を

受給権が消滅したとき。当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

第四章第三節第四款中第九十九条の八の次に次の二条を加える。

(情報の提供)

第九十九条の九 社会保険庁長官、国の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)については、市町村連合会)に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第一百二条第二項中「これらの規定」との下に「第八十条の二第四項中「第七十九条第一項前条及び前二条第一項」と、「第七十九条第一項の規定により算定した金額及び」とあるのは「第七十九条第一項及び第一百二条第一項の規定により算定した金額並びに」とを加える。

第一百四条第一項中「及び第二項」を「から第三項までに、「同条第一項」を「同条第一項及び第二項に「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「同条第二項第一号」を「同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第九十九条の二第三項」を「第九十九条の二第四項」に、「前条」を「第九十九条の二」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第六款 離婚等をした場合における

特例

第一百五条から第一百七条までを次のように改める。

(離婚特例適用請求)

第一百五条 第一号特例適用者(組合員又は組合員であつた者であつて、第一百七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれら規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。)又は第二号特例適用

者(第一号特例適用者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその他の組合員及び都市職員共済組合にあつて、市町村連合会)に對し、遺族共済年金の支給に關して必要な情報の提供を行ふものとする。

は、離婚等(離婚・婚姻の届出をしていないが事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く)、婚姻の取消しその他総務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。)をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合(市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合の組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、市町村連合会)等について対象期間(婚姻期間その他の総務省令で定める期間をいう。以下同じ。)に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額(第一号特例適用者及び第二号特例適用者(以下これらを「当事者」という。)の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。)に係る特例(以下「離婚特例」という。)の適用を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の総務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合(離婚特例の適用の請求をすることができる場合に該当するときは、この限りでない。)について合意している用後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準給与総額の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合を定めたとき。前項の規定による離婚特例の適用の請求(以下「離婚特例適用請求」という。)について合意している

て、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。(以下同じ。)は、離婚特例適用請求については、前項の規定によれば、当事者の配偶者(第一号特例適用者の配偶者であつて、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。)に対する請求が離婚特例適用請求として扱われる場合に該当するときは、この限りでない。

3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分(第一百七条の二において「掛金の標準となつた給料の額等の按分割合に関する処分」という。)は、家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の適用に関する事項とみなす。

4 離婚特例適用請求は、当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の主務省令で定める方法によりしなければならない。

(請求すべき按分割合)

第五百六条 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準給与総額(対象期間に係る組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の合算額をいう。以下同じ。)の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合を超えて二分の一以下の範囲(以下「按分割合の範囲」とい

て、掛金の標準となつた給料の額等の按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。

(掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)

第五百七条の二 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、掛金の標準となつた給料の額等の按分割合に関する処分を行ふために必要な資料を提供しなければならない。

第五百七条の三 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた給料の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める標準となつた給料の額をその者の掛金の標準となつた給料の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

特例割合 按分割合を基礎として総務省令で定めるところにより算定した率をいう。

額」という。は、当該離婚特例適用請求のある
た日から将来に向かつてのみその効力を有
する。

の規定により離婚特例が適用された者に対する長期給付についてこの法律の規定を適用する場合においては次の表の上欄に掲げる規定期定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

		第八十条第一項
第九十九条第一項	組合員期間が二十年以上である	組合員期間 第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)を除く。以下この項において同じ。)が二十年以上である
第八十一条第二項 第一号	当該各月以前の	組合員期間 第百七条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の
第九十九条第一項 の	組合員であつた者が次 つては、離婚時みなし組合員期間を有する者を 含む。)が次の	組合員であつた者(第四号に該当する場合にあ

第二号特例適用者 第二号特例適用者の
掛金の標準となつた給料の額(掛金の標準
となつた給料の額を有しない月にあつて
は、零)に、第一号特例適用者の掛金の標
準となつた給料の額に離婚特例割合を乗じ
て得た額を加えて得た額

組合は、離婚特例適用請求があつた場合に
おいて、第一号特例適用者が掛金の標準とな
つた期末手当等の額を有する対象期間に係る
組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる
者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める
額をその者の掛金の標準となつた期末手当等
の額とみなして、この法律の長期給付に關す
る規定を適用することができる。

特例が適用されたときは、第七十九条第一項及び第二項又は第二百二十二条第一項の規定により離婚までの期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であった期間(対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間並びに対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を退職共済年金の額の計算の基礎とするものとし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

(政令への委任)
第百七条の六 この款に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に關し必要な事項は、政令で定める。

一 第一号特例適用者 第一号特例適用者の
掛金の標準となつた期末手当等の額に一か
ら離婚特例割合を控除して得た率を乗じて
る規定を適用することができる。

2 とし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の
掛金の標準とならない期末手当等の賃掛金
の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。
一 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に、から離婚特例割合を控除して得た率を乗じて得た額

2 とし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に一から離婚特例割合を控除して得た率を乗じて得た額

第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額(掛け金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、零にて、第一号特例適用者

2 とし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつ

の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

二 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額にから離婚特例割合を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、零に)、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 とし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。
障害共済年金の受給権者について、前条第
一項及び第二項の規定により当該障害共済年
金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地
方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例
が適用されたときは、対象期間以外の期間に
係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の
額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額
を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつ
た日の属する月の翌月から、当該障害共済年
金の額を改定する。ただし、障害共済年金の

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の
掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金
の標準となつた期末手当等の額を有しない
月にあつては、零に、第一号特例適用者
の掛金の標準となつた期末手当等の額に離
婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額
前二項の場合において、対象期間のうち第
一號特例適用者の組合員期間又は地方公共團
の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

2 とし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛け金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金につ

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の
掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金
の標準となつた期末手当等の額を有しない
月にあつては、零)に、第一号特例適用者
の掛金の標準となつた期末手当等の額に離
婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額
前二項の場合において、対象期間のうち第
一号特例適用者の組合員期間又は地方公共團
体の長であった期間であつて第二号特例適用
者の組合員期間又は地方公共団体の長であつ
る規定を適用することができる。

2 とし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛け金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間以下「離婚時

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の
掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金
の標準となつた期末手当等の額を有しない
月にあつては、零に)、第一号特例適用者
の掛金の標準となつた期末手当等の額に離
婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額
前二項の場合において、対象期間のうち第
一号特例適用者の組合員期間又は地方公共團
体の長であつた期間であつて第二号特例適用
者の組合員期間又は地方公共団体の長であつ
た期間でない期間については、第二号特例適
用者の組合員期間又は地方公共団体の長であ
る規定を適用することができる。

2 とし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛け金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月末満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)は、その算定の基礎としない。

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の
掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金
の標準となつた期末手当等の額を有しない
月にあつては、零に)、第一号特例適用者
の掛金の標準となつた期末手当等の額に離
婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額
。前二項の場合において、対象期間のうち第
一号特例適用者の組合員期間又は地方公共團
体の長であつた期間であつて第二号特例適用
者の組合員期間又は地方公共団体の長であつ
た期間でない期間については、第二号特例適
用者の組合員期間又は地方公共団体の長であ
つた期間であつたものとみなす。

第一項及び第二項の規定により掛金の標準
の額とみなして、この法律の長期給付に関する
規定を適用することができる。

2 とし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)は、その算定の基礎としない。

(離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の
掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金
の標準となつた期末手当等の額を有しない
月にあつては、零)に、第一号特例適用者
の掛金の標準となつた期末手当等の額に離
婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額
前二項の場合において、対象期間のうち第
一号特例適用者の組合員期間又は地方公共團
体の長であつた期間であつて第二号特例適用
者の組合員期間又は地方公共団体の長であ
つた期間であつたものとみなす。

第一項及び第二項の規定により掛金の標準
となつた給料の額及び期末手当等の額とみな
された額(次条第二項において「離婚特例適用

2 する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛け金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

（離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例）

第一百七条の五 第百七条の三第一項及び第二項

四百九

「第九十九条の九に定めるもののほか」を加える。

附則第十四条の三第一項、第十四条の四第一項及び第十四条の四の二第一項中「第二十七条各号」を「第二十七条第三項各号」に改める。

第十四条の五 脱稿

陸續錄一

附則第十八条の二 第一項名号別記以外の部分
中「組合」の下に「(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。附則第二十四条の二 附則第二十六条、附則第二十八条の二及び附則第二十九条の三において同じ。)」を加え、同条第七項中「第七十六条の二、第八十条から第八十二条まで」を「第八十条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条の二の二」に改め、「第七十六条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」とを削り、「第一百二条第二項中」を「第九十九条の二の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあっては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあっては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」と、第一百二条第二項中に改める。

附則第二十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第二十条の二第四項並びに第二十条の三第三項及び第六項中「及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」を「第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「及び前条第一項」を「第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に、「前条第一項」と、第八十二条第一項」を「第八十条第一項」と、第八十二条第一項」に、「及び第八十条第一項」を「第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」に、「第八十条第一項」とする」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」とする」に改める。

附則第二十四条の二第八項中「第七十六条の二及び第八十条から第八十二条まで」を「第八十条、第八十一条、第八十二条及び第九十九条の二の二」に改め、「第七十六条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」とを削り、「額」とする「額」と、第九十九条の二の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいづれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいづれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該

給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とするに改める。
附則第二十五条の二第四項中「相当する部分及び前条第一項」を「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に、「前条第一項」と、「第八十二条第一項」を「第八十条第一項」と、「第八十二条第一項」に、「及び第八十条第一項」を「第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」に、「第八十条第一項」とする「を「第八十条第一項に規定する加給年金額」とするに改める。

「前条第四項の規定により加算される金額」に
「前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前
条第一項」を「第八十条第一項に規定する加給年
金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第
一項」に、「前条第一項」と、附則第二十条の三
第一項」を「第八十条第一項」と、附則第二十
条の三第一項に、「前条第一項」と、附則第二
条の三第四項」を「第八十条第一項」と、附則第
二十条の三第四項」に、「前条第一項」とする」を
「第八十条第一項」とするに改める。

附則第二十五条の六第八項及び第十項中「相
当する部分及び前条第一項」を「相当する部分、
第八十条第一項に規定する加給年金額に相当す
る部分及び前条第四項の規定により加算され
る金額に相当する部分」に、「前条第一項」と、「金
額及び前条第一項」を「第八十条第一項に規定す
る加給年金額に相当する部分」と、「金額、第八
十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四
項の規定により加算される金額」に、「前条第一
項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」
を「第八十条第一項に規定する加給年金額」と、
同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」に
「前条第一項」と、第八十二条第一項を「第八十
三条第一項」と、第八十二条第一項に、「及び第
八十一条第一項」を「第八十条第一項に規定する
加給年金額及び第八十条の二第四項の規定によ
り加算される金額」に、「第八十条第一項」とす
る」を「第八十条第一項に規定する加給年金額」
とする」に改める。

附則第二十六条第八項中「相当する部分及び
前条第一項」を「相当する部分、第八十条第一項
に規定する加給年金額に相当する部分及び前条
第四項の規定により加算される金額に相当する
部分」に、「前条第一項」と、「第七十九条第一項
第二号に掲げる金額及び前条第一項」を「第八十
一条第一項に規定する加給年金額に相当する部
分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金
額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び
前条第四項の規定により加算される金額」に

附則第二十九条の四第一項中「第九十九条の二第一項第一号口及び第二号口並びに第二項第二号口」を「第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)」に改める。
附則第二十八条の六中「第九十九条の二第一項第一号口及び第二号口並びに第二項第二号口」を「第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)」に改める。
附則第二十八条の十二の二第一項中「第九十九条の二第一項及び第二項」を「第九十九条の二第一項から第三項まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(離婚特例が適用された者に対する長期給付の支給要件等の特例)

号に該当していたものをいう。(以下同じ。)を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるときは、組合(市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であつた者の被扶養配偶者があつては、市町村連合会。以下この款において同じ。)に対し、特定期間(当該特定組合員が組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。)に係る組合員期間(次項及び第三項の規定により既に掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額に係る特例が適用された組合員期間を除く。以下この条において同じ。)に係る組合員期間(次項及び第三項の規定により既に掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額(特定組合員及び被扶養配偶者の掛け金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。)に係る特例(以下「特定離婚特例」という。)の適用を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。第百七十三条において同じ。)の受給権者であるときはその他の総務省令で定めるときは、この限りでない。

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のとおり改正する。

目次中「第六款 離婚等をした場合における特例（第一百五条—第一百七条の六）」を「第六款
扶養配偶者である期間についての特例（第一百五条—第一百七条の六）」に改める。

第四章第三節に次の二款を加える。

第七款 扶養配偶者である期間についての特例

（特定組合員及び被扶養配偶者についての掛金の標準となつた給料の額等に係る特例）

第一百七条の七 組合員（組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。）が組合員であった期間中に被扶養配偶者（当該特定組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三

2 した日において当該特定組合員が障害共済年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。第百七条の十において同じ。)の受給権者であるときその他総務省令で定めるときは、この限りでない。

3 組合は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた給料の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができ

八

扶養配偶者の掛金の標準となつた期末手当等

掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求のあつた日の属する月の翌月から

4 前二項の場合において、特定期間に係る組

金の受給権者である被扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合について準用する。この

とみなす。

第二項及び第三項の規定により積金の積立額と
となつた給料の額及び期末手当等の額とみな
された額(次条第一項において「特定離婚特例
適用額」という。)は、第一項の請求のあつた日
から将来に向かつてのみその効力を有する。
(退職共済年金等の額の改定の特例)
第一百七十二条の八 退職共済年金の受給権者につい
て、前条第二項及び第三項の規定により特定
離婚特例が適用されたときは、第七十九条第
一項又は第二百二十二条第一項の規定にかかわら
ず、特定期間以外の期間に係る組合員期間の

第百七条の九 第百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者に対する長期給付についてこの法律の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

部を対象期間として第一百五十五条第一項の規定による離婚特例の適用の請求をしたときは、当該請求をしたときに、特定離婚特例の適用の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金の受給権者であるときは、この限りでない。

前項の場合において、当該特定期間に係る組合員期間における第一百六条第一項に規定する掛け金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに第一百七条の三第一項各号に規定する掛け金の標準となつた給料の額並びに同条第二項各号に規定する掛け金の標準となつた期末手当等の額については、第一百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用後の掛け金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とする。

第百七十七条の七第二項及び第三項の規定によつて、特定離婚特例の適用が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として、第百七十七条第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定組合員が障害共済年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第一百七十七条の七第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る組合員期間の特定離婚特例が適用され

4 前項の規定は、第百七条の二の求めがあつたものとみなして算定したものとする。
た場合について準用する。

(政令への委任)
第一百七条の十一 この款に定めるもののほか、
被扶養配偶者である期間についての特例に關
し必要な事項は、政令で定める。

「附則第二十八条の十三第一項」に改め、同条の次に次の見出し及び三条を加える。

(特定離婚特例適用請求を行う場合の特例)

等をいう。)をした場合において、第七百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例が適用されていない特定期間の全部又は一

(被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用)

規定の適用については、当分の間、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第七十九条第一項及び第二項」と、「特定期間」とあるのは「特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間(特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)並びに特定期間」とする。

第二十八条の十二の五 第百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者に対する長期給付について、附則第十九条第二号、附則第二十条の二 第二項第一号、附則第二十条の三第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。)」とする。

第二十八条の十二の六 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る組合員期間についての第一百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用並びに長期給付の額の算定及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第六条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第八十一条第四項」を「第八十二条第七項」に改める。

第十三条第一項各号中「三十七年」を「四十年」に改める。

第四十八条第三項、第五十五条第三項及び第六十二条第三項中「第八十一条第四項」を「第八十二条第二項中「第八十二条第二項」を

第九十二条第二項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第四項」に改める。

につきイに定める金額を二十で除して得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を加えた金額

附則第四十六条第一項第一号を次のように改める。

た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を加えた金額

附則第六十一条第一項第一号を次のように改める。
一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)
附則第六十三条第一項第一号及び第七十二条第一項第一号中「七十五万四千三百二十円」を「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とし、

更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受けける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうちに次の各号に掲げる期間があるものに係る從前額保障の規定の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に附則別表第六の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率(以下「給料年額改定率」といふ。)を基準として政令で定める率を乗じて得

附則第四十七条第一項第一号を次のように改める。

附則第五十一条第一号中「七十五万四千三百二十円」を「七十三万二千七百二十四円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げ

する。」に改める。
附則第七十六条第一項中「三万七千七百十六円」を「イに定める金額を二十で除して得た金額」に改める。

年金が障害年金であるときは、給料年額の百分の九十七・二五)に相当する金額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額を超えるときは、その金額

附則第四十八条第一項第一号を次のように改める。

と、「」を「十四年九千七百円に国民年金法(昭和三
十四年法律第百四十一号)第二十七条の三及び
第二十七条の五の規定の適用がないものとして
改定した同法第二十七条本文に規定する改定率
を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端

附則第九十七条第一項中「從前額保障の規定」を「附則第四十三条第四項、附則第四十四条第五項、附則第四十五条第三項、附則第四十八条第六項、附則第五十六条、附則第五十七条第二

十六条の規定を適用する場合を「に係る当該賃族年金の額」に、「前項第一号」を「同項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

イ
じ、当該イ又は口に定める金額
当該障害年金の額の算定の基礎となつ

数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」と、「二十六万九千

第六項、附則第五十六條、附則第五十七条第二項、附則第五十八条第三項、附則第五十九条第三項、附則第六十三条第四項、附則第六十四条第四項、附則第六十六条第三項、附則第六十七

4 第一項に規定する給料年額改定率は、新規法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に基づいて改めて定まるところ

定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)に、「十五万四千二百円」とするを「十四万九千七百円に第一号に規定する改定率を乗じて得た金額(その金額

九条第三項、附則第六十一条第二項、附則第六十二条第三項、附則第七十三条第四項、附則第七十四条、附則第七十三条第四項、附則第七十五条第三項、附則第七十六条第四項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第七十九条第三項、附則第八十二条第三項、附則第八十三条第三項、附則第八十四条第三項

て いる組合員期間の年数が二十年を超える場合、イに定める金額に当該障害年金額の額の算定の基礎となつて いる組合員期間のうち二十年を超える年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につきイに定める金額を二十で除して得

3 新共済法第九十九条の二第四項の規定は、遺族年金について準用する。

附則第九十八条第一項各号列記以外の部分を
次のように改める。

下に並びに新共済法附則第二十八条の十二の二」を加え、同条第三項を削る。

附則第一百十条第一項中「厚生年金保険の被保険者等」の下に「(次項において「厚生年金保険の被保険者等」)

保険者等の基準収入月額相当額に関する必要
な資料の提供を求めることができる。

被保険者等」という。」を加え、「同項に規定する基準収入月額相当額以下この項」を「同条第一項に規定する基準収入月額相当額(以下この項)」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総合は前項の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、新共済法第八十二条第二項に規定する年金保険者等に対し、前項の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被

附則第一百十一条第一項及び第二項中「(当該障害年金の額が附則第九十五条の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該給料年額を改定した額)」を削る。

附則第百五十五条中「附則別表第六の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」を「給料年額改定率」に改める。

八十一条の二第四項においてその例による場合を含む。）、第九十九条の二第一項第一号口、第三項及び第三項に、「第九十九条の二第二項第一号」を「第九十九条の二第三項に改め、同条第二項中第二項中「第九十九条の二第二項第一号」を「第九十九条の二第三項」に改め、同条第三項中「第七十九条第一項」の下に「新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。」を加える。

附則第十六条に次の一項を加える。

附則第百十条第一項中「合計額が四十八万円を下する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）」に、「合計額から四十八万円」を「合計額から支給停止調整額」に改める。

第十条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百八号）の一部を次

る法律 昭和六十年法律第百八号 附則第十六
条第一項の規定により加算されることとなる
金額を加算した金額」とする。
附則第十九条第三項中「第九十九条の二第一
項第二号口」を「第九十九条の二第一項第一号口
(2)」に、「同号口(1)」を「同号口(2)(i)」に改める。
附則第二十一条第一項中「第七十九条」の下に
「新共済法第八十条の二第四項においてその例

昭和五年四月一日以前に生まれた者			
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者			一・一・三三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者			一・二六〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者			一・二六六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者			一・二六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者			一・二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者			一・二八一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者			一・二九一

附則別表第六(附則第九十條)
附則第一百五條關係

に相当する金額（を削り、「二十八万円」を「新共済法第八十一条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項及び附則第七百八条第二項において「停止解除調整開始額」という。）に改め、同項第二号中「合計額が二十八万円」を「合計額が停止解除調整開始額」に改め、同号イ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「新共済法第八十一条第四項に規定

第九条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八百八号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「第八十一条第四項」を「第八十一条第七項」に改める。
附則第十六条第一項第一号及び第十九条第五項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改める。
附則第一百四条第二項第一号中」の百分の八十一

共済法第八十一条第三項に規定する停止解除調整開始額(以下この項及び附則第百八条第二項において「停止解除調整開始額」という。)に改め、同項第二号中「合計額が二十八万円」を「合計額が停止解除調整開始額に改め、同号イ中二二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「二十八万円」を「新共済法第八十一条第四項に規定

附則第二十九条第四項中「妻が」の下に「障害基礎年金若しくは旧国民年金法による障害年金又は」を加える。
第十一條 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八百八号)の一部を次のように改正する。
附則第九条第二項中「第七十六条の三及び第七十六条の四」を「及び第七十六条の二から第七十六条の四まで」に改める。
附則第十条第五項中「新共済法第七十六条の二」を削る。
附則第十四条第二項中「第九十九条の二第一項第二号口」を「第九十九条の二第一項第一号口」に、「同号口(1)」を同号口(2)(i)に改める。

による場合を含む。」を加える。
附則第二十一条の二第二項中「加給年金額」を
「算算される金額」に改め、同条の次に次の一条
を加える。
(退職共済年金の支給の繰下げの経過措置)
第二十一条の三 退職共済年金について、新共
済法第八十条の二の規定を適用する場合にお
いては、同条第一項ただし書中「障害共済
年金若しくは遺族共済年金」とあるのは「障
害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務
員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭
和六十一年法律第百八号)附則第二条第七号に
掲げる旧共済法による年金若しくは同条第十
号に規定する国民年金等改正法附則第八十七
条第一項に規定する旧船員保険法による年金

附則第十五条第一項中「第九十九条の二第一項第二号及び第二項第一号」を「新共済法第

附則第十五条第一項中「第九十九条の二第二項第二号及び第二項第一号」を「新共済法第

する停止解除調整変更額(以下この号及び附則第一百八条第二項において「停止解除調整変更額」

附則第十五条第一項中「第九十九条の二第二項第二号及び第二項第一号」を「新共済法第

基準として定めるものとする。

第十四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「第二条の規定による改正後の」及び「政令で定める数値を乗じて得た額に」を削り、「並びに」を「及び」に、「に政令で定め

る數値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額を合算して得た額」を「の合算額を組合員期間の月数で除して得た額に、組合員期間に応じて同条第四項に定める給料に係る支給率を乗じて得た額と同日以後の組合員期間の計算の基礎となる掛け金の標準となつた期末手当等の額の総額」に、「同項の表に定める率を乗じて得た額」を「同項に定める期末手当等に係る支給率を乗じて得た額との合計額に改める。

正する法律(平成十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項各号外記以外の部分中「第九十九条の二第一項及び第二項」を「第九十九条の二第一項から第三項まで」に改め、同項第一

号中「第九十九条の二第一項及び第二項」を削り、「附則別表第三の規定」の下に「又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号。第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。)第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定」を加え、同項第三号中「第九十九条の二第一項及び第二項」を「第九十九条の二第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「第九十九条の二第一項第一号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項第一号中「組合員期間の月数(前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金につては、当

該月数が三ヶ月未満であるときは、三百月」とあるのは基準日前組合員期間の月数と、同項第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とを削り、「とすると」を「と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間(以下「基準日前組合員期間」という。)に係る第四十四条第二項に規定する再評価率を乗じて得た掛け金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)第二条の規定による改正前の同項に規定する平均給料月額(以下この条において「再評価率による平均給料月額」という。)の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数(当該月数が三ヶ月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均給料月額の千分の一・四二五」と、同号ロ中「平均給与月額の千分の五・四八一」とあるのは「再評価率による平均給料月額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均給料月額の千分の一・四二五」と、「平均給与月額の千分の〇・五四八」とあるのは「再評価率による平均給料月額の千分の一〇七一三」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・二〇六」とあるのは「再評価率による平均給料月数」と、同条第二項第一号中「組合員期間の月数」と、同条第二項第一号を「第九十九条の二第一項第一号イに、「同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金

にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」を「同号文中「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」に改める。

附則第十一條第一項第一号中「第九十九条の二第一項及び第二項を削り、附則別表第三の規定」の下に「又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定」を加え、同項第二号中「第九十九条の二第一項及び第二項を第九十九条の二第一項から第三項までに改め、同条第二項中「第九十九条の二第一項及び第二項」を「第九十九条の二第一項から第三項までに改め、同条第三項中「第九十九条の二第一項第一号の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とあるときは、三百月」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項第一号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とを削り、「とする」を「とし、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号中「平均給与月額の千分の五・四八」とあるのは平成十五年四月一日前の組合員期間(以下「基準日前組合員期間」という。)に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十一條第一項の從前額改定率を乗じて得た掛け金の標準となつた給料を基礎として計算した同法第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定

当該月数が三百月未満であるときは、三百月」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」を「同号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号口(1)中「千分の五・四八」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号口(2)(i)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間」と、同号口(2)(ii)中「千分の一・五四八」とあるのは「千分の一・五七七」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」に改める。

(人事訴訟法の一部改正)

第十六条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「又は国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、「含む。」の下に「又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百五条第二項」を加える。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第六条、第九条、第十二条及び第十四条並びに附則第九条から第十三条まで、第二十六条及び第二十七条の規定 平成十七年四月一日

二 第三条及び第十条の規定 平成十八年四月一日

三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条及び第二十八条から第四十五条までの規定 平成十九年四月一日

四 第五条並びに附則第二十一条及び第二十二条の規定 平成二十年四月一日

附則第十九条の規定 平成十八年十月一日
附則第四十六条の規定 社会保障に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施
に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法
律(平成十六年法律第一号)の施行の日又
は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか
遅い日

七 附則第四十七条の規定 社会保障に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施
に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法
律の施行の日又は第三号に掲げる規定の施行
の日のいずれか遅い日

八 附則第四十八条の規定 社会保障に関する
日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う
厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平
成十六年法律第一号)の施行の日又は第三
号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い
日

(検討)

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員
等共済組合法(以下「法」という。)第百六十六条の
二に規定する財政調整拠出金については、地方
公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合
会及び地方公務員共済組合連合会並びに国家公
務員共済組合及び同法第二十一条第一項に規定
する国家公務員共済組合連合会の長期給付に係
る財政状況等を勘案して検討を加え、適宜、適
切な見直しを行うものとする。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)
から平成十九年三月三十一日までの間ににおける
前項の規定の適用については、同項中「地方公
務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会」
とあるのは、「地方公務員共済組合」とする。
(法による年金である給付の額等に関する経過
措置)

第三条 平成十六年九月以前の月分の法による年
金である給付の額及び地方公務員等共済組合法
等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百

<p>2 第一条の規定による改正後の法第九十八条の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。(法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)</p> <p>第四条 法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法(第十三条の規定による改正後的地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年改正法」という。)の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。)又は第八条の規定による改正後の法(第十三条の規定による改正前の法(第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。)又は第八条の規定による改正前の法(第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。)により算定した金額に満たないときは、改正前の地共済法等の規定はなほその効力を有するものとし、改正後の地共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。</p>	<p>2 第二号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。</p> <p>第一項による改正前の法第八十条第二項による改正前の法(第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。)により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法(第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。)により算定した金額に満たないときは、改正前の地共済法等の規定はなほその効力を有するものとし、改正後の地共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。</p>
<p>第一項による改正前の法</p> <p>第八十条第二項</p> <p>二十三万四千四百円</p> <p>二十三万四千四百円に〇・九八八 (第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとす</p>	<p>第二号による改正前の法</p> <p>第二号</p> <p>二十三万四千四百円</p> <p>二十三万四千四百円に〇・九八八 (第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとす</p>

第八十八条第三項	二十三万三千四百円	二百三十八万九千 九百円	二百六十四万千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)。	七万七千百円
第八十七条第四項 第二号	三百三十八万九千 九百円	二百六十四万千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)。	六十万三千二百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第八十七条第四項 第一号	四百二十七万六千四百円	四百二十七万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)。	六十万三千二百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第八十七条第四項 第三号	四百二十七万六千六百円	四百二十七万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)。	七万七千百円	七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

		二 第八条の規定による改正前の法 昭和六十年改正		三項	
		附則第二十条の二		百六万九千五百円	
		附則第十六条第一項第一号		六十万三千二百円	
附則第十七条第二項第二号	附則第十七条第二項第一号	附則第十六条第四項	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
六万八千三百円	三万四千百円	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額	乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額	乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円	捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円	十三万六千六百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第十七条第二項第五号	十七万七百円	十七万七百円に○・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第七十九条第一項 第一号	乗じて得た額	乗じて得た額に○・九八八(第七十四条の二第一項に規定する物価指數が平成十五年(この号)の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指數を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率とする。(以下同じ。)を乗じて得た額
第七十九条第一項 第二号並びに第八 十七条第一項及び 正前の法		乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額

第二項第一号	第八十七条第二項 第二号	第九十九条の二第 一項及び第二項並 びに附則第二十条 の二第二項第二号 及び第三号	四 第十三条の規 定による改正前 の平成十二年改 正法附則第十条 第五項若しくは 第六項又は第十 一条第五項若し くは第六項の規 定により読み替 えられた第一条 の規定による改 正前の法	第一百二条第一項	相当する金額	乗じて得た額 乗じて得た額に○・九八八を乗じ て得た額	加えた額)
相当する金額に○・九八八第七 十四条の二第一項に規定する物価 指数が平成十五年(この項の規定 による率の改定が行われたとき は、直近の当該改定が行われた年 の前年の)の当該物価指数を下回る に至った場合においては、その翌 年の四月以後、○・九八八(この 項の規定による率の改定が行われ たときは、当該改定後の率にそ の低下した比率を乗じて得た率を 基準として政令で定める率とす る。(以下同じ)を乗じて得た金額 相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額
相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じ て得た金額
より読み替えられた第八条の規定による改正前 の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三 条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規 定(他の法令において引用し、準用し、又はそ の例による場合を含む。以下この項において 「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。)に より算定した金額に満たないときは、改正前の 昭和六十年改正法の規定はなおその効力を有 し、又はその例による場合を含む。以下この 項において「改正後の昭和六十年改正法の規定 という。)により算定した金額が、次項の規定に 第五条 昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年 金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金については、第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。)により算定した金額が、次項の規定に	より読み替えられた第八条の規定による改正前 の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三 条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規 定(他の法令において引用し、準用し、又はそ の例による場合を含む。以下この項において 「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。)に より算定した金額に満たないときは、改正前の 昭和六十年改正法の規定はなおその効力を有 し、又はその例による場合を含む。以下この 項において「改正後の昭和六十年改正法の規定 という。)により算定した金額が、次項の規定に						

するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかるらず、当該金額を同号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の金額とする。

2 前項の場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一 第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法		附則第四十三条第一項第一号		附則第四十三条规定(加えた額)		二 前項の場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。	
一項第一号	附則第四十八条第一項第一号	附則第四十九条第一項第一号	附則第四十九条第一項第一号	附則第四十九条第一項第一号	附則第四十九条第一項第一号	附則第四十九条第一項第一号	附則第四十九条第一項第一号
附則第四十六条第一項第一号	附則第四十三条第一項第一号	相当する額	相当する額	相当する額	相当する額	相当する額に○・九八八を乗じて得た額	相当する額に○・九八八を乗じて得た額
附則第四十七条第一項第一号	附則第四十六条第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た額	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た額	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額
附則第六十一条第一項第一号	附則第五十四条第一項第一号	二十六万九千九百円	十五万四千二百円	十五万四千二百円に○・九八八を乗じて得た額	十五万四千二百円に○・九八八を乗じて得た額	十五万四千二百円に○・九八八を乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額	十五万四千二百円に○・九八八を乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額
附則第六十二条第一項第一号	附則第五十五条第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た額	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た額	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た額に○・九八八を乗じて得た額

(平成十七年度から平成二十年度までにおける再評価率の改定等に関する経過措置)

第六条 平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改正後の法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定の適用について

は、法第四十四条の二第一項第三号に掲げる率を一とみなす。

2 平成十九年度における第一条の規定による改

正後の法第四十四条の二第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるの

は、「十月一日」とする。

3 平成二十年度における第一条の規定による改

正後の法第四十四条の二第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるの

は、「十月一日」とする。

(再評価率等の改定等の特例)

第七条 法による年金である給付(政令で定めるものに限る)その他政令で定める給付の受給権者(以下この条において「受給権者」という。)のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が

第二号に掲げる指数を下回る区分(第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条において同じ。)に属するものに適用される再評価率(同条の規定による改正後の法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。)又は従前額改定率(第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率をい

めると、(以下この条において「再評価率等」とい

う。)の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十五条の規定(第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一項第十項において同じ。)その他の政令で定

める率(以下この条において「再評価率等」とい

う。)の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十五条の規定(第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一項第十項において同じ。)その他の政令で定

める率(以下この条において「再評価率等」とい

う。)の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十五条の規定(第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一項第十項において同じ。)その他の政令で定

める率(以下この条において「再評価率等」とい

う。)の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十五条の規定(第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一項第十項において同じ。)その他の政令で定

める率(以下この条において「再評価率等」とい

う。)の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十五条の規定(第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一項第十項において同じ。)その他の政令で定

める率(以下この条において「再評価率等」とい

う。)の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十九条

第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九

十九条の二第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号又は第十三

条の規定による改正後の平成十二年改正法附

則第十一項第二項に規定する特定年度を

号)附則第十三条第四項に規定する特定年度を

いう。)の前年度までの各年度における第一条の

規定による改正後の法第百十三条第三項第二号

の四及び第四十四条の五の規定の適用がない

ものとして改定し、又は設定した再評価率又

は従前額改定率を基礎として算定した金額と

する。)の水準を表すものとして政令で定める

ところにより計算した指数

二 附則第四条の規定によりなおその効力を有

するものとされた第十三条の規定による改正

前の平成十二年改正法の規定により読み替え

られた第一条の規定による改正前の法の規定

により算定した金額の水準を表すものとして

政令で定めるところにより計算した指数

二 受給権者のうち、当該年度において、前項第

一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を

上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法

第四十四条の四第四項第一号に規定する調整率

(以下この項において「調整率」という。)が前項

一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げ

る指数の比率を下回る区分に属するものに適用

される再評価率等の改定又は設定に対する第一

条の規定による改正後の法第四十四条の四及び

第五条の規定の適用については、当該

比率を調整率とみなす。

(介護休業手当金の額に関する経過措置)

第十一条 第二条の規定による改正後の法第七十条の三第三項の規定は、平成十七年四月一日以後に開始された同条第一項に規定する育児休業に係る育児休業手当金の額の算定について適用し、同日前に開始された当該育児休業に係る介護休業手当金の額の算定については、なお従前の例による。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

第十二条 第二条の規定による改正後の法附則第二十条の二第二項第一号の規定の適用について(基础年金拠出金の負担に関する経過措置)

第十三条 第二条の規定による改正後の法附則第二十条の二第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八

月(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十

月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までに生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までに生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十四年四月二日から昭和二十一年四月一日までに生まれた者にあつては四百四十四月、昭和二十九年四月二日から昭和三十二年四月一日までに生まれた者にあつては四百六十八月)

月)ととする。

二 地方公共団体は、平成十六年度における国民

年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項

の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める

2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第百十四条の二第一項に規定する育児休業等を開始した者(同日前に第二条の規定による改正前の法第百十四条の二の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例によ

る。)の規定による改正後の法第百十四条の二第一項第一号及び第十九条第五項の規定の適用については、当分の間、これら

の規定中「四百八十」とあるのは、「四百八

月(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十

月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までに生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までに生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十四年四月二日から昭和二十一年四月一日までに生まれた者にあつては四百四十四月、昭和二十九年四月二日から昭和三十二年四月一日までに生まれた者にあつては四百六十八月)

月)ととする。

3 第六条の規定による改正後の地方公務員等共

済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条

第一項の規定の適用については、当分の間、同

項中「四十年」とあるのは、「四十年(当該退職共

済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生

まれた者にあつては三十五年、昭和四年四月二

日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十六年、昭和九年四月二日から昭

和十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和十九年四月二日から昭和二

十年四月一日までの間に生まれた者にあつては三

十八年、昭和二十年四月二日から昭和二十一

年四月一日までの間に生まれた者にあつては三

十九年)」とする。

第十二条 平成十七年四月一日前に第二条の規定

による改正前の法第百十四条の二の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例によ

る。

2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第百十四条の二第一項に規定する育

児休業等を開始した者(同日前に第二条の規定

による改正前の法第百十四条の二の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例によ

く申出をした者を除く。)については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第百十一条の二第一項の規定を適用する。

(法による脱退一時金の額に関する経過措置)

第十三条 平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(市町村連合会における長期給付に係る業務の共同処理に伴う経過措置)

第十四条 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下この条において「構成組合」という。)に係る第四条の規定による改正後の法第二十七条第二項各号に掲げる規程の施行について、附則第一条第三号に掲げる規程の施行の日以後、全国市町村職員共済組合連合会(以下この条において「市町村連合会」という。)において行うものとする。この場合において、当該構成組合に係る権利義務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定により構成組合が行っていた業務を市町村連合会が行うこととなつたことに伴い市町村連合会が構成組合の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しても、不動産取得税を課することができない。

3 前二項に定めるもののほか、構成組合が行つていて業務を市町村連合会が行うこととなつたことに伴う経過措置に關し必要な事項は、政令で定める。

(法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第十五条 第四条の規定による改正後の法第八十条の二の規定は、平成十九年四月一日前において法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権を有する者については、適用しない。

(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置)

第十六条 第四条の規定による改正後の法第八十二条若しくは第九十三条又は昭和六十年改正法

附則第百十条の規定は、法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金のいずれかの受給権者(昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。)である厚生年金保険の被保険者等をいう。以下この条において同じ。)が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であつて、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。

(法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十七条 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による遺族共済年金(その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。)の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する旧共済法による年金(退職を給付事由とするものに限る。)の他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を取得した場合にあつては、当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例によること。

3 第四条の規定による改正後の法第九十九条の七第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に給付事由の生じた法による遺族共済年金について適用する。

(対象となる離婚等)

第十八条 第四条の規定による改正後の法第五百条第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等(同項に規定する離婚等をいう。)をした場合総務省令で定める場合を除く。)については、適用しない。

(当事者への情報提供の特例)

第十九条 第四条の規定による改正後の法第五百一条に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第四条の規定による改正後の法第五百七条第一項の規定により、地方公務員共済組合に対し、請求をすることができる。

(離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

第二十条 第四条の規定による改正後の法第五百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者について国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「含む。」の月数とあるのは、「含み、附則第八条第二項第三号に掲げる規定により組合員期間であつたものとみなされた期間による。」とあるのは「含み、地方公務員等共済組合法第七条の三第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間による。」とある。

2 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による遺族共済年金(その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。)の他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を取得した場合にあつては、当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例によること。

3 第四条の規定による改正後の法第五百一条に掲げる規定の適用について、平成十九年四月一日以後に給付事由の生じた法による遺族共済年金について適用する。

(対象となる離婚等)

第二十一条 第五条の規定による改正後の法第五百七条の七第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間間に算入しない。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

第二十二条 第五条の規定による改正後の法第五百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者について国民年金法等の

一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「含む。」の月数とあるのは、「含み、附則第八条第二項第三号に掲げる規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を除く。」の月数とあるのは、「〇・九二六」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十三条 平成十七年度における第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表の備考の規定の適用については、同備考中「当該年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」とする。

(他の経過措置の政令への委任)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改正)

第二十五条 平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改訂(平成十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)による年金である給付の額の項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。)附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額の項を削る。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一一部改正)

第二十六条 社会保障に関する日本国とドイツ連

に改正する。

第四十条第一項中「第九十九条の二第一項第

一号の規定による金額は、同号の規定にかかる
らず、同号イ」を「第九十九条の二第一項第一号
イの規定による金額は、同号イの規定にかかる
らず、同号イ(1)」に改める。

第四十五条中「地方公務員共済組合又は」を

「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組
合連合会又は」に改める。

第七十四条第一項中「又は共済組合等（国家公
務員共済組合）を、全国市町村職員共済組合連
合会又は共済組合等（国家公務員共済組合）又は
全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済
組合」に改める。

（社会保障に関する日本国とグレート・ブリテ
ン及び北部アイルランド連合王国との間の協定
の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する
法律の一部改正）

第四十四条 社会保障に関する日本国とグレー
ト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と
の間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特
例等に関する法律の一部を次のように改正す
る。

第十一条中「地方公務員共済組合又は」を「地
方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連
合会又は」に改める。

第十七条第一項中「国家公務員共済組合連合
会、地方公務員共済組合」の下に「全国市町村
職員共済組合連合会」を加える。
(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法
律の一部改正)

第四十五条 国家公務員共済組合法等の一部を改
正する法律（平成十六年法律第一号）の一部
を次のように改正する。

附則第二条中「地方公務員共済組合及び」を
「地方公務員共済組合、同法第二十七条第一項
に規定する全国市町村職員共済組合連合会及
び」に改める。
(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国と

の間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特
例等に関する法律の一部改正）

第四十六条 社会保障に関する日本国とアメリカ
合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険
法等の特例等に関する法律の一部を次のように

改正する。

第六十六条中「第八十一条第五項」を「第八十
一条第八項」に改める。

第四十七条 社会保障に関する日本国とアメリカ
合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険
法等の特例等に関する法律の一部を次のように

改正する。

「 第十二条第四項中「及び第五十九条第六項」に
「 第五十九条第六項及び第七十一条第一項」に

改正する。

「 第五十九条第六項及び第七十一条第一項」に
改める。

第四十七条第一項中「第九十九条の二第一項
第一号の規定による金額は、同号の規定にかか
わらず、同号イ」を「第九十九条の二第一項第一
号イの規定による金額は、同号イの規定にかか
わらず、同号イ(1)」に改める。

第五十二条中「地方公務員共済組合又は」を
「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組
合連合会又は」に改める。

第七十一条第一項中「又は共済組合等（国家公
務員共済組合）を、全国市町村職員共済組合連
合会又は共済組合等（国家公務員共済組合）又は
全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済
組合」に改める。

（社会保障に関する日本国と大韓民国との間の
協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に
関する法律の一部改正）

第四十八条 社会保障に関する日本国と大韓民国
との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特
例等に関する法律の一部を次のように改正す
る。

第八条中「地方公務員共済組合又は」を「地方
公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合
会又は」に改める。

第十二条第一項中「国家公務員共済組合連合
会、地方公務員共済組合」の下に「全国市町村
職員共済組合連合会」を加える。

会、地方公務員共済組合の下に、「全国市町村
職員共済組合連合会」を加える。

平成十六年六月十五日印刷

平成十六年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K